

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民税課
委 託 業 務 名	特別徴収税額通知の電子化に関する市税業務システム改修業務
委託業務場所	大津市御陵町
概 要	令和 3 年度税制改正により、令和 6 年度分以後の個人市民税・県民税について、特別徴収税額通知（納税義務者用）及び特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の正本の電子化が必要となったことに伴い、これに対応する関係帳票の作成等を可能にするために必要な市税業務システム改修業務。
契 約 期 間	令和 5 年 1 0 月 1 6 日 から 令和 6 年 3 月 3 1 日 まで
契 約 年 月 日	令和 5 年 1 0 月 1 6 日
契 約 金 額	5, 0 0 5, 0 0 0 円
契約の相手方	〔所在地〕 大阪市北区堂島浜一丁目 2 番 1 号 〔名 称〕 株式会社 日立システムズ 関西支社
契約相手方の選 定 理 由	本市で使用している市税業務システムは、開発業者である(株)日立システムズがソフトウェアの知的財産権を有しており、ソースコードを公開していないため、当該業者以外がシステム改修を行うことができないことから、当該業者と随意契約を行うもの。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- （注意） 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
- 2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。